

第 101 号議案

神戸市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の件  
神戸市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(一時保護施設の設備及び運営に関する基準)

第 2 条 法第12条の4第2項に規定する条例で定める基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）に定めるところによる。

附 則

(施行日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

2 一時保護施設の設備及び運営に関する基準附則第3条第2項に規定する条例で定める経過措置期限は、令和11年11月28日とする。

理 由

児童福祉法の改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるに当たり、条例を制定する必要があるため。